

市町村名	鏡野町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
まちづくり課	○	○	○	○			随時		○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	まちづくり課	金島 拓人	0868-54-2982

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先
			一般社団法人カガミノミライ	杉山・瀧本	0868-54-7655
			主な業務 移住定住希望者の総合相談窓口・移住者の総合相談		

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R4年度利用件数	うち移住件数
			H29	一戸建住宅	1～14日	2件	0

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】
	・オーダーメイド型移住体験ツアー 1泊2日 随時受付（令和7年4月1日～令和8年3月31日） 先着15組 ・移住体験ツアー（団体型） 1泊2日 開催時期未定 先着15名

移住・定住支援制度

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	鏡野町お試し住宅事業	町民との交流及び町内での生活を体験できる住宅を貸し出す。 ○対象者 ・町外に住所を有し、町内へ移住を希望する者、または検討している者 ○利用期間 ・最短2日間、最長14日間	1日：1,000円
起業	起業支援事業補助金	町内において、事業所を設置して、起業するものに対して、起業に係る経費を補助する。(詳細条件有) ○対象者(詳細条件有) 町内に住所を有する者または起業若しくは事業承継の日の前日までに町内に住所を有する者であって申請日に20歳以上である者	補助対象経費が50万円以上で、補助金の額は補助対象経費の2分の1の額で上限100万円
	鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金	町内の空き家等を有効活用して企業の事務所を町内に誘致し、働く場の確保及び新たな人の交流を生むことで地域の活性化を図るため、空き家を活用して事業所等を設置するものに対して補助金を交付する。	補助対象経費の1/2 上限額100万円
就農	新規就農奨励事業	町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。(3年間で100万円) ○対象者 申請年度当初において年齢が40歳以下の者	3年間で総額100万円
住宅	鏡野町めくもりの木で家づくり推進事業補助金	町産材・県産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、町内に木造住宅を建設する場合に補助金を交付する。 ○対象者 町産材・県産材を一定材積以上使用し、町内に自ら居住するために1戸建て木造住宅(台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅)を新築・増築する建築主	最大 200万円 (基本額30万円＋条件により加算)
	鏡野町定住促進空き家改修補助金	本町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進する。 空き家の改修費用に対して補助金を交付する。 ○対象者(①～③のいずれかに該当する者) ①空き家を購入・賃借して1年を満たない者 ②空き家を購入・賃借して1年を満たない移住者(※移住者：転入後3年以内) ③第3者に賃貸するために空き家を購入して1年を満たない者	①③の場合 補助対象経費の1/2(上限額 50万円) ②の場合 補助対象経費の2/3(上限額 100万円)
	鏡野町住宅リフォーム事業費補助金	町民が町内の建築業者を活用して行う既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改修等に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助する。 ○対象者(次の全てに該当する者) ・本町に住民登録若しくは外国人登録を有する者、又は交付対象工事の完了までに本町に住民登録若しくは外国人登録を有することができる者であること。 ・申請時において、申請者又は同一世帯員が納期の到来した町税等を完納している者であること。 ・交付を受けようとするリフォームについて、町の他の制度による補助や国、県の補助を受けていない者であること。 ○補助対象住宅 ・補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定の住宅であること。ただし、賃貸住宅等の営利目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。 ・集合住宅においては、補助対象者の占有部分。 ・併用住宅においては、補助対象者の居住部分。 ○補助対象工事 ・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること。 ・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること。 ・申請年度内に工事が完了すること。	補助対象経費が20万円以上で、補助金の額は補助対象経費の5分の1に相当する額で上限20万円

子育て	子ども医療費給付	子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的として支給する。 ○対象者(次の全てに該当) ・鏡野町に住所を有し、出生から高校卒業(満18歳に達した日以降の3月31日)までの者 ・国民健康保険、その他の健康保険に加入している者	○対象医療費 ・保険診療での医療費の自己負担額を全額助成 ただし、保険外診療となる健康診断、予防接種、入院時の食事療養費(食事代)、室料差額(差額ベット代)、くすりの容器代等は対象となりません。
	育児用品助成事業	保護者の子育てに対する経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来るよう、育児用品の助成をする。 ○おむつ購入費等助成 ・対象者 ・鏡野町内に住所を有する乳幼児(0～2歳未満)の保護者 ・助成対象費 おむつ等の購入又はレンタルに要した費用 ○紙おむつ処理用ゴミ袋支給 ・乳児1人につき、50枚(1回限り) ※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること	○おむつ購入費等助成 ・乳幼児のおむつ等の購入費、又はレンタル費用 ・乳幼児1人につき、月額4千円まで ・出生日の翌月から2歳になる月の末日までの購入費、又はレンタル費用が対象 ○紙おむつ処理用ゴミ袋支給 ・乳児1人につき、50枚(1回限り)
	チャイルドシート着用推進補助金	チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守るとともに子育てを支援する。 ○対象者 ・鏡野町内に住所を有する6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシートを購入した保護者 ※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること	・購入金額の2分の1 (1人につき1回、最高限度額20,000円)
	高校生等通学助成金支給事業	支給対象者 ・通学助成金の支給の対象者は、鏡野町に住所を有し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条又は同法第125条第2項に規定する学校に在籍し、次のア～エに該当する者で当該申請年度末の年齢が20歳を越えていない者とする。 ア 高等学校(通信制は除く。) イ 特別支援学校(高等部に限る。) ウ 高等専門学校(第3学年までの座席者に限る。) エ 専修学校(高等課程に限る。)	【助成額】 ※①～③は、助成額の上限2万2千円/月 ①バスまたは公共交通機関・・・1箇月当たりの定期券購入費－5千円 ②富ー勝山間乗合タクシー回数券・・・購入費 ③下宿等・・・寮費、賃借料－5千円 ④その他通学方法(自宅から高等学校等までの距離が15km以上)・・・3千円
	鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金事業	中学・高校・大学等の新規学卒者等の就職及びUターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、定住した者に奨励金を支給する。 ○対象者 ①新規学卒等就職者 (ただし、卒業又は退学から1年以内に町内に住所を有して就職した30歳未満の者) ②Uターン就職者 (ただし、本町に転入した日又は就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、本町に住所を有する40歳未満の者、Uターン就職者は別途条件有) ○条件 ①永住又は3年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、町内に生活の本拠を置く者 ②公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者 ③町税等の滞納がない者 ④過去に奨励金の交付を受けていない者 ⑤就職の日から継続して6ヵ月以上就労した者 ※就職とは ①法人又は個人事業所に就職すること ②農林水産業に従事すること ③自営業を開始し、又は、家業を継承するために従事すること	1人 10万円
その他	鏡野町移住支援金	岡山県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏から本町に移住した者であって、中小企業等への就職又は起業をした者に対し支援金を交付する。 ○就業 ・就業先が、岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人であること ○起業 ・本町に転入後1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けていること	○単身 60万円 ○二人以上の世帯 100万円 (18歳未満の者一人につき100万円加算)
	鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	家庭用生ごみ処理機と生ごみ処理容器の使用を促進し、リサイクルの推進および生ごみの減量を目指す。 ○対象者(次の全てに該当する者) ・鏡野町内に住所を有する世帯主であり、世帯全員が町税等を完納していること ・家庭の生ごみを処理するため、生ごみ処理機等を設置し、適切に維持管理ができ、自己所有地内で継続して使用できること ・生ごみからできた堆肥を自家処理できること ・町が行うごみ減量及びリサイクル事業に協力できること ○助成対象機器 ・生ごみ処理機 電機などの動力を利用する機械式及び手動式の生ごみ処理機(ただし、ディスポーザー式は除く) ※ディスポーザー式とは、生ごみを粉砕して下水道に流すタイプです。 ・生ごみ処理容器 庭等に埋め込み、庭等土上及び室内外に設置し、生ごみを堆肥化する容器	○生ごみ処理機 1世帯1基 購入金額の3分の2 (限度額60,000円) ○生ごみ処理容器 1世帯2個まで 購入金額の3分の2 (限度額6,000円/個)